

第 18 回 高知県四万十川流域保全振興委員会（概要版）	
日 時	平成 28 年 3 月 2 日（木） 14:00～16:00
場 所	四万十市立中央公民館 1F 大会議室
参 加 者	23 名
配布資料	第 18 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 会議次第 第 18 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 配席図 第 18 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 委員名簿 第 18 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 委員及び市町担当者出欠表 資料 1 大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討 資料 1 参考資料 資料 1 別紙 資料 2 若井沈下橋（四万十町）の四万十川沈下橋保存方針への編入について
議 事 録	
<p>○委員の開催要件の充足 委員 14 名のうち 10 名が出席。委員の過半数の出席のため、会の開催要件を充足。</p> <p>○本会の議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討 2 若井沈下橋（四万十町）の四万十川沈下橋保存方針への編入について 3 その他 <p>○各議題について</p> <p>1 大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討</p> <p>【事務局】 資料 1 に基づいて、太陽光発電施設を中心とする大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討について説明。今回審議した内容を基に来年度上半期に具体案の審議を依頼。</p> <p>【四万十市】 ・四万十市では景観計画について一部見直しをした。主な内容が 1,000 m²を超える大規模工作物について中高木による遮蔽という項目の追加と形態や配置について、景観を阻害しないような配慮等の内容追加、また太陽光発電施設の明記及び色彩に関して、反射性のあるものの使用を避けるなどの記載を付け加えた。</p>	

【西内委員】

・四万十市への質問。1,000 m²は市の土地環境保全条例の工事計画の届け出も必要であるが、その内容とここで検討されている内容との整合性はとれているか。

【四万十市回答】

・工事計画は景観計画とは別の話。数値が同じだが、それは上物の性質や土地環境保全条例は形状形質変更に係る話で、景観計画は景観に影響を及ぼす類の項目に規定があるので、それに該当するかどうかで判断するので全く別の話。また後程個別にお話しします。

【依光委員】

・工事中または出来上がった後にどこかで濁水が出たと聞いている。これについて伺いたい。

【事務局回答】

・太陽光発電施設を設置するために山を切ったり、逆に盛ったりするという事例が各地で多い。例えば山を切るときにコンクリート等で河川まで排水を整備していなかったら、将来的に雨が降ったときに濁水を発生させる原因となるのではないかという懸念が、スタートラインになる。しっかりと基準に基づいた排水計画・対策を想定している。

【植田委員】

・濁水が出ないところもあるので、濁水は出ない様な状況でも排水計画の規定があると、ちゃんと排水路を使って出さなくてはならなくなるので、表現が難しい。何か言葉が欲しい。

【中越会長】

・四万十川に最後に流入させるときに水がきれいであるということ。処理されているということが前提で、最初から無理して四万十川に向けて排水溝を掘る必要はなく、始めからそういった施設が内陸側の方に濁水がいくような場合であれば、それはそちらの方で順番にきれいにして出すということになる。

【橋本委員】

・高速で高知方面から窪川に走っていると、右手に大きなメガソーラーがある。沈砂池はあるが、それを乗り越えて一番低い四万十川にすべて（土が）流れていた。これに関して、条例に効力がなく、県の公害防止条例には特定施設と認められていたが、これも機能していない。四万十川条例を定めていても何にもできていない。開発が遅れたから四万十川が清流として残った。今開発が始まったら、一気に四万十川が痛みますと要望した。高知県の公害防止条例、これがもうちょっと強い表現

ができないか、ということを感じている。

・植栽の記載があるが、景観の保全項目ではなく、生態系の保全項目として定められている。しかし、生態系と言いながら、現実には植えられているのがドウダンツツジ。本当に生態系を考えるなら流域にある他の低木を植えればいい。

【事務局回答】

・高速の箇所は四万十川条例の適用範囲外になる。しかし、あの事例を強くイメージして、今回の排水基準、地元への説明等を盛り込んだ四万十川条例をつくりこんでいきたい。

【中越会長】

・大規模工作物であるということ間違いはないが、なぜ太陽光発電と四万十川という2つを結び付けようかとするのかと言うと、四万十川で発電した電気だから、買ってくれるだろう、という論理。その辺は少し持続可能なエネルギーというものをクリーンなものとして高く評価しすぎている。太陽光発電という施設そのものがどうか、洪水のときに障害物になるといった論理を十分我々が持ってなかったと思う。今回の極端に言えば微修正という形でやっていけるのか。

【事務局回答】

・許可基準は当初想定したものを超えたものが出てくると、その折々で、改正をしていく必要がある。ただし、あまりにも大きな改正をすることによって、事業者や自治体の負担があまりにも増すということであれば流域の保全と振興にならない。多くの方に理解を得られるような改正ができないかということが今回のケースの提案である。しかし、これで完全だとは思っておらず、今後色々な問題が出てきたときには、また委員の皆様と審議をしていただかなければいけない。今回の資料に関係機関との合意形成ということもありましたが、事業者と地域の関係団体との信頼関係が最重要と思っている。

・県は大規模な太陽光発電についてガイドラインを年度内中にまとめようとしている。ガイドラインなので罰則はないが、大規模な太陽光発電を再生可能エネルギーとして進めるにはこのガイドラインに沿っていただきたいというような指針になっている。これは事務の手続きや、地区の方との合意形成、場合によっては色々な法令・基準をクリアしてくださいというのがガイドラインに載る予定。県としてはやはり必要などころには施設を設置し、理解を得られないところでは代替地を考えていただく、そういうガイドラインを作ることによって、一定前に進めていきたい。これがこの四万十川の流域の保全に繋がるような施設であり、許可基準に沿ったものであれば許可をしていく。そこで問題が今後いくつか出てきた場合はまたこの委員会等で議論いただき、最終的には条例・規則なので、多くの方の意見を頂き、改正を行っていきたい。

【中越会長】

・ 県版ガイドライン（県新エネルギー推進課作成中）は景観への配慮も環境への配慮も中に入っていると思うが、四万十川条例は、さらにこれを条例で深める必要があると思う。（四万十川の）開発行為が進んでいなかったが故に沢山の自然が残っているというのは事実で、それを残す方向でこの条例は機能している。

【橋本委員】

・ 鬼怒川で自然堤防を掘削する形でパネルを設置されて、堤防が決壊して、大きな災害が発生した。いわゆるこれも想定外の雨が降った可能性もあるが、そういう状況が四万十川でも起こりうる可能性があるので、地元の人達の意見をすごく尊重してもらいたい。

【中越会長】

・ 実はその鬼怒川のことであって、日本全国で河川整備計画のやり直しをしている。これからの地球温暖化対策を前提に河川計画を修正していくということになってきている。四万十川の場合には国の管理の範囲が狭く、下流域だけなので、それが心配。上流域もそれに合わせて対応していけるようにするのか、或いは四万十川はそういった大きな洪水に対しても上手に回避するという（沈下橋のような）やり方でやっていくのかを議論しなければならないと思う。

【平塚委員】

・ 以前、四万十市は許可権を持っておらず、その間にこの問題が出てきて、許可権を持っていた四万十町が4ヶ所くらい（太陽光発電施設の面積が）4,000㎡や12,000㎡といったものが、四万十市の西土佐の方にすでにある。四万十市が許可権を持っておらず、すでにできているものをどうするのかという部分と、理解としては、県が今度ガイドラインを出したときに四万十市との整合性を含めて、それが他の市町への影響力があるということとして理解してよいか。

【事務局回答】

・ あくまでガイドラインというのは、県としては再生可能エネルギーとして太陽光発電施設を設置するには地域の条例・規則に沿った形で手続きをしっかりと踏んでいただきたい、というものがガイドラインに明記する予定で、そこから外れるものではないというふうにはご理解をいただきたい。

2 若井沈下橋（四万十町）の四万十川沈下橋保存方針への編入について

【事務局】

パンフレット作成時点で廃道となっており、町の道路台帳からも外れていたため、若井沈下橋は四万十川沈下橋保存方針から外れていたが、若井地区の区長さんより、老朽箇所の修繕と沈下橋保存方針への要望があり、四万十町で道路区域へ再編された。四万十川本川にかかっていること、国道 381 号からすぐ見えること等を考慮して、第 1 種沈下橋として若井沈下橋を四万十川沈下橋保存方針へ編入したい。

【岡村委員】

・災害復旧工事後、四万十町で観光等に活用するという考えはあるか。

【四万十町】

・町道の認定理由は沈下橋を保全するという目的でいただいた経緯がある。今後町内にある沈下橋ということで観光につなげていきたいと考えている。

【石川委員】

・若井沈下橋を第 1 種の沈下橋に編入することについては賛成。他にもこういった橋があるのではないかと思った。例えば本川にあつて橋が破損したために取り壊しになるとか、取り壊しが決定しているにも関わらず地元から要望がでているとか言った橋が四万十川流域にあるのではないかと思うがいかがでしょうか。

【事務局回答】

・23 年度のパンフレットで沈下橋保存方針の対象外の橋として、2 橋紹介している。1 橋は若井沈下橋で道路区域に再編されていなかった。もう 1 橋は早瀬橋で津野町にある橋だが木でできている橋。

【谷脇委員】

・早瀬橋は一本橋で木でできている橋。洪水で流されたら、また戻すといった橋で沈下橋ではない。沈下橋の起源とされている。観光で紹介するときに四万十川の本川で（架かっている沈下橋）は 21 本と紹介しており、入っていなかったことを知らなかった。今でも 21 本で紹介させてもらってもいいのか。

【事務局回答】

本川は現在 21 本なので、若井沈下橋が入ると 22 本。

－若井沈下橋は完成後に第一種の沈下橋として認定することで委員了承－

3. その他意見交換

○奥四万十博について PR

【橋本委員】

・ありのままの四万十川の流域の生活を見てもらいたい。

【四万十町】

・周遊コースを設定し、奥四万十博以降もお客様を呼んでいく取組を本部と協議しながら進めていきたいと考えている。

【梶原町】

・4月に入ってイベントをやるということと、梶原町の方が町制 50 周年になるので、色々な事業に冠を付けながらやっていく。

【西内委員】

・須崎市が入っているか。

【中土佐町】

・奥四万十博という名前は四万十川のネームバリューでつけたと思うが、実際入っている市町村は高幡広域の須崎市、中土佐町、津野町、梶原町、四万十町の 5 市町。須崎市のしんじょう君がメインキャラクター。

【植田委員】

・四万十町のメガソーラーのところは普段の時雨やダラダラと降ったときに川が濁っているのが気になる。

・許認可権を持っている立場の方は、主体的に判断して川の環境や周囲の景観を守るという責任を持っている。そこで生活しているから、地方に権限を委譲したのだから、是非その立場の方はそういうつもりでやってほしい。

【四万十町】

・森林法の開発でしたので県の森林開発の方から許可が下りている。町としては景観計画の一般区域なので、もちろん許可を出していくという形でしたが、今後排水問題というのが確かにありますので、現在の景観計画でも今後制限を設けてやっていこうという対策もたてていこうと考えている。また地元との協議が十分ではなく、昨年、県にも来て頂き、業者と地元で協議をするときに町も参画し、地元の意見を伝えていく形でお互いが協力して十分取り組んでいきたいと考えている。今後とも四万十川条例で規制が掛かったときには町の景観計画に方にも影響してくる部分があるので、その辺は出来るだけ連動して対応していきたいと考えている。

【橋本委員】

・もっと地元への説明が事前に十分にあったなら、スムーズに進められたと思う。

【依光委員】

・宿毛のバイオマス発電所の材の集荷に徐々に苦慮するのではないかとということでその場合に従来通りの林業が続けられるかどうか。大量に材がいるとなり、皆伐も出てくるとなると作業道をつくるために山を削るので、濁水等のリスクが出てくる。これまでとは違ったケースもでてくるので、そういった面から制度を考えていかないといけない。

【中越会長】

・大型のバイオマス発電するところは、近いところから集めると、皆伐しないと間に合わないぐらい量が沢山いる。これが非常に深刻。

・建築材になるようなものを燃やしてエネルギーにするということはあってはならない。

・東京オリンピックでFSC認証を持っている木材は売れ筋。全国的に見ても四万十の流域にはかなり量がある。そうすると逆に言えばいい木材を出す、いいチャンスなので、林業に関わっている方、或いは林業を指導されている役所の部局の方は是非この機会を見逃さないように頑張ってください。

【西内委員】

・ぜひ高知大学に林業経済学部でもつくって、林業と経済を結び付ける学問をつくっていただければ、四万十川を守れると思う。

【植田委員】

・バイオマスの担当課だと思うが、切った木材を利用した残り、ハネのものを燃やすようにはできないか。

【事務局】

・本来、木材は部位によって用途が違い、用材に使うものや、合板、紙の原料のチップ、どうしても用途が少ない根本や枝先をバイオマスへ利用することは木材の一番の有効利用。一方で国の施策としてバイオマス発電を進める上では再生可能エネルギーを我が国における電力量を達成しなければいけないということで特にその中で間伐材ということで売電価格を他の一般の木質に比べて高く設定している。間伐材というのは山に捨てられている木材というイメージがあり、現実には間伐材は樹齢40年を超えるような十分に用材として使える木材であるものを山の現場で用途別に分けられたら一番いいが、コストがかかる。どのようにコスト削減をして、対応するのかというのは長年の林業界の問題。バイオマス発電が呼び水となって、用材として全国に出荷できるような体制、間伐材を中心としたバイオマスがその他の用材の生産も引き起こすような、そして最終的には年間90万 m^3 ぐらいの素材生産を目標にしている。そこは依光委員のおっしゃった通り、皆伐や、作業道の開発の問題がある。これについては現場に合った施策をする。林業学校を設立して、しっかり

とした技術を持った林業技術者を育成して現場でそのようなことを理解できる方を
どんどん送り込もうということで色々な施策を打っているところです。

以上